

議会閉会中も案件の審査・調査を行う委員会。その活動内容をお知らせします。



▲平成24年度から営業休止となっている町民プール

**1月16日・2月8日開催**  
町民プールは築34年を経て、老朽化に伴う大規模な改修が必要。利用者は多い年の5分の1程度に減少。また、管理運営には毎年多くの経費が必要となっています。  
24年度は庁内委員会を立ち上げ、専門業者によ

## 町民プールは廃止か存続か

町民プールは築34年を経て、老朽化に伴う大規模な改修が必要。利用者は多い年の5分の1程度に減少。また、管理運営には毎年多くの経費が必要となっています。  
25年度に有識者や住民を含む検討委員会を設置。

その報告を受けて教育委員会が審議し、町とも協議します。  
町大改修し魅力ある施設にして利用料を値上げした場合などの経済効果は、  
値上げしてもその後、継続・維持管理していくには町負担が増加すると見込まれ、今の財政状況では大規模改修は難しいと考えます。  
町民プールの再開が困難なら、学校プールを開放するという考えは、  
改修時期にきている学

**いじめ防止対策**  
家庭、学校、地域、関係機関との連携・協力体制の強化を進め、未然防止と早期発見・解決に尽力していきます。  
▼学童保育所について  
▼住宅リフォーム助成事業について

**12月5日・26日開催**  
活用方針案について住民から意見募集し、その内容を第4回検討委員会で検討して、12月末に成案化する予定でしたが、たくさんの意見があつて調整に時間を要するとの報告を受けました。  
また、水田川改修工事、

町道浜幹線道路の安全に関して、質疑を行いました。  
町水田川改修工事について、加古川市との連携は、  
町本町と加古川市が一緒になって、国・県に要望活動を行っています。  
町改修工事に加え、さらなる防水対策は、  
町ため池の有効活用を可



▲改修が進められている水田川

12月定例会で付託された組織改正の議案を、厚生教育常任委員会との連合審査会で審査しました。  
質疑の中で大量の定年退職が続ぎ、平成26年4月からの組織改正は難しいとの当局の答弁や、研究調査班の答申書の不開示などの理由により、これ以上の審査は難しいと判断し、審議未了となりました。

## 総務建設

### 土山駅南町有地活用は

能性を内部で協議しています。  
町西小校区の町道浜幹線道路の横断歩道設置などに関する要望に対し、そ

の後の進展は。  
町加古川警察署が県警本部に上申し、現地調査が行われる予定です。

**1月16日・24日・2月20日開催**  
12月定例会で付託された組織改正の議案を、厚生教育常任委員会との連合審査会で審査しました。

## 中3まで医療費の無料化を

日本共産党 代表質問  
田中 久子



### 町長 各種の子育て支援策で



▲医療費の無料化は中3までに(南中卒業式)

**問** 中学3年生まで医療費の無料化を求める。兵庫県下の医療費助成の状況は。  
**答** 県下では、13市6町で中3までの医療費の無料化が実施される。  
**問** 子育て世代のくらしを支援するため、住民アンケートの実施を。  
**答** 「子ども・子育て支援法」で、各種事業計画策定が義務付けられており、まずニーズ調査を実施する予定。

**問** 町内の学校で体罰の有無を確認しているのか。  
**答** 2件あり、教職員が本人と保護者に謝罪している。  
**問** 体罰についての相談窓口開設の考えは。  
**答** 相談体制ができており、新たに開設する予定はない。  
**町長** これから具体的に協議を

公明党 代表質問  
宮尾 尚子



## イルミネーションは必要か

### 町長 冬の街を明るくする



▲病院の前にイルミネーションは必要か

**問** 日本全国でエコが叫ばれ、加古川市でも駅前のイルミネーションを撤去した。JR土山駅前、時代に逆行するイルミネーションは必要か。  
**答** 寄付者の意向を大切に、駅前広場などを装飾することで、冬の街を明るくしたい。  
**問** 寄付者との覚書など、書類は存在するのか。  
**答** 口頭で約束をしたので存在しない。  
**町長** 検討を

**問** 学童保育の委託料は3000万円を超えた。増加の許容範囲はどこまでなのか。  
**答** 町が責任を持って運営するための必要経費である。指定管理者とも協議して、運営経費について検討を進めていく。  
**町長** 今回は1条2項に該当しない  
**問** 昨年は裁判費用や賠償金の支払いを余儀なくされた。町長自身の広報紙では敗訴した裁判所の判決を間違いのように喧伝し、住民の血税が使われたことに対して謝罪がなかった。国家賠償法をどのように解釈したのか。  
**答** 1条2項で「公権力の行使に当たる公務員が、職務上故意または重大な過失によつて違法に他人に損害を与えたときは、国または公共団体はその公務員に求償権を有する」とある。今回の場合は該当しないものと考えている。